

令和5年度 第3回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和5年6月30日（金） 午後 1時30分開会
同日 午後 3時35分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聡子、 4番委員：F1井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
こども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	瀨田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

4 議案（1） 広陵町教育振興基本計画等策定委員会に係る公募委員選考委員会設置要領について

て

○事務局教育振興部長 そうしましたら、次第の3、議案、教育長、よろしく申し上げます。

○教育長 それでは、議案のほうに移らせていただきます。まず、1つ目です。広陵町教育振興基本計画等策定委員会に係る公募委員選考委員会設置要領についてということで、7ページをご参照ください。

これは教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 失礼します。私からは、広陵町教育振興基本計画等策定委員会に係る公募委員選考委員会設置要領について説明させていただきます。

こちら、令和4年から令和8年ということで作らせていただきました、広陵町教育振興基本計画がございます。その策定委員を条例で定めさせていただいて施行させていただいていたのですが、2年間の委嘱期間がこの7月で終わっております。次の方を募集する、委嘱するということに当たりまして、自治基本条例等で定めてあるのもあるのですが、一般の方から広く公募するのがいいのではないかとということで、今回計画策定はないのですが、2年間の委嘱に委員さんを公募させていただいたらということで設置要領を定めてみました。条例では第3条で、委員会は委員15人以内をもって組織すると。第2項の第1号から学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、広陵町立のこども園・幼稚園・小学校または中学校に在園もしくは在学する園児・児童もしくは生徒の保護者、そして広陵町立のこども園・幼稚園・小学校及び中学校の長の代表者、最後に前各号に掲げる者のほかに教育委員会が必要と認める者とされており。このことから教育委員会が認める者ということで公募委員

を設置させていただくということにご承認をいただきたいと思っております。設置なのですが、7ページに設置として第1条、広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例第2条第1項の教育振興基本計画の策定及び見直しに関して同条例第3条第2項第5号に規定する教育委員会が必要と認める者として公募委員を募集し、選考を行うために広陵町教育振興基本計画等策定委員会に係る公募委員選考委員会を設置するとさせていただいております。

所掌事務なのですが、第2条として委員会は、次に掲げる事務を所掌する。(1)として、公募に関する選考方法及び評価基準の策定、(2)公募委員の選考、(3)前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。としています。

組織といたしましては、委員会は、4人で組織をさせていただきたいと思っております。まず教育長、そして教育振興部長、そして教育総務課長と学校支援課長のこの4名で選考させていただくのですが、まず公募するに当たってこの要領を提案させていただきました。以上です。

○**教育長** ありがとうございます。まずは公募委員を募るということで、こういう設置要領を作らせていただいた状況でございます。令和8年度までが現行の振興計画で進んでいるわけなのですが、まだ見直し全体はしません。

○**教育総務課長** そうですね。

○**教育長** ただ、進捗状況によっていわゆる指標の確認をしていかなければなりませんので、それぐらいの状況かなと思いますね。策定委員の中では。

○**教育総務課長** はい。そうです。公募委員を入れるかどうかというその協議もさせていただいたのですが、今入ってもらうのがいいのかなということで設置要領を作らせていただきました。

○**教育長** というような状況でございます。これについて何かご質問またはご意見ございますでしょうか。基本策定委員の皆さんは、委員さん皆入っていただいている状況ですね。

○**教育総務課長** はい。教育委員さんは入っていただいています。

○**教育長** 全員入っていただいている状況です。

○**教育総務課長** 今現在、ちょっと委嘱はできていないので12名になるのですが、そこに2名の公募委員さんを加えて14名ぐらいで策定委員にさせていただけたらなど。15名以内なのであとお一人というところなのですが、2人ぐらいがいいのかなと思っています。

○**C委員** これ公募期間はどれぐらいなのですか。

○**教育総務課長** すみません。会議をする関係でそんなに長くは募集しない予定なのです。この委員会で認めていただければ大体7月4日から20日ぐらいまでの間で募集して選考します。

○**教育長** 大体1週間ぐらいかな。

○**教育総務課長** はい。選考させていただこうかなというふうに思っています。

○**C委員** 何かあまりこの公募委員さんとかを集めようと思っても、なかなか手を挙げてくださる方がおられなかったり、その広報の周知が行き届かないという面があったりすると思います。

○**教育長** そうですね。いっても最終的にはどうなるか分かりません。恐らく1人ぐらいは手を挙げてくださるのかなという思いがあるのですが。最終はこちらのほうでひよっとしたらお願いしたいという状況が出てくるかも分かりません。ホームページ等で周知をさせていただこうと思います。広陵町のほうも基本的にいろいろなことを、パブリックコメントも大体2週間程度でしている状況があるのですが、一部の方に偏っている状況ですね。そういう意味では、万が一公募委員がそういった手上げしていただけない状況であったら、こちらのほうから推薦する必要があるかも分かりませんので。取りあえずはこの設置要領はこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 議案(2) 広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正することについて

○**事務局教育振興部長** それでは、本日、議事録の確認はございませんので、その次に本来であれば教育長報告というところですが、こども課から本日も来ていただいておりますので、議案3にあります(2)です。広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正することについて、こども課長からよろしくお願ひします。

○こども課長 失礼いたします。今回、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を挙げさせていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。内容につきましては、前回の教育委員会にもご報告をさせていただいたのですが、もう一度説明をさせていただきます。大きく変更する点なのですが、広陵町にごございます町立の幼稚園、広陵東小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園、この3園につきまして令和6年の4月1日をもって、通園区を町内全域とさせていただきます。今回その点についてその他の文言等も整理させていただいたということでございます。まず、加えさせていただきます規則概要を基に説明させていただきます。

まず、改正の理由といたしましては、広陵町立幼稚園及び保育施設等の立地状況や入園希望者数を鑑みまして、保護者が自宅から幼稚園までの距離や教育状況を自由に選択できるようにということで、幼稚園を自由にできるように改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、まず第5条に入園許可の考慮事項に幼稚園の1学級の人数を加えるものでございますが、幼稚園の園長が入園許可を行うに当たりまして、1学級35人までとするところを考慮して入園許可を行うことという形にさせていただいております。

2つ目に、幼稚園の通園区域を町内全域と指定し直すとともに、区域外通園、これは町内全域を区域といたしますので、想定は町外から入園される場合、一旦事情により町外から入園される場合がございますので、その事由と文言を整理するという形になっております。

施行日は令和6年4月1日から施行といたしますが、今回ご可決いただきまして交付をいたしますと、来年度の準備行為を今年度には行っていきたいと考えております。

なお、この時期にこの通園区の改正を挙げさせていただきましたのは、大体7月から8月にかけて各公立幼稚園もそうなのですが、私立の幼稚園もプレ幼稚園とかお試しの幼稚園がされたり、8月に入りますともうそろそろ私立の幼稚園ですと入園募集が行われるということがございましたので、もう来年度の広陵町の方針というのを早目に保護者の皆様にお伝えして、それは幼稚園の選択、またこども園等の選択に対して参考にさせていただきたいという趣旨で今、挙げさせていただいたということになります。

1枚めくっていただきまして、規則の改正文となっております。もう1枚めくっていただきまして、横長で新旧対照表という形で載せております。右側が現在の規則、そして左側が改正案となっておりますが、第6条がこの右側表が全部なくなりまして、第6条は幼稚園の通園区域は町内全域とするという位置づけに変わっております。

また、最後のページなのですが、これまでは別表右側が転居という形で町内・町外での入園、区域外人園とか通園ということを考えておりましたが、今回はもう町外からの区域外通園ということ想定しておりますので、転出及び転入という文言に改めさせていただきました。

以上でございます。あと、最後にこちら、幼稚園につきましては、全域どこの幼稚園でも通えますとなっておりますが、これはあくまでも幼稚園の取扱いになりますので、小学校の入学に当たりましてはこれまでどおり小学校区というのは設定されておりますので、区域内の小学校に通学というか入学していただくということになりますので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○事務局教育振興部長 ありがとうございます。

○教育長 委員の皆さん、ご質問またはご意見等がございましたらお願いしたいのですが。どうでしょうか。

○A委員 ちょっと教えていただきたいのですが、幼稚園の定員について、1学級において35人を超えた場合はというふうにありますね。これは35人というのは標準でそのいわゆる幅があるわけですか。上限で決まっているのですか。

○こども課長 基本的にはもう35人以下となっております。ただ、35人を超えた場合、例えば選択としては2学級にする方法もありますし、特例として35人を超える場合で編成することも可能とはなっているのですが、基本的にはやはり子どもの数ということで考えれば35人以下で設定すると考えております。町としては。

○A委員 はい。分かりました。

○**教育長** 1つは、それぞれの幼稚園が今年度の入園者も5人から7人、最高で7人でしたかね。

○**こども課長** はい。

○**教育長** 非常に少ない状況の中で、ほとんどが保育園のほうに親御さんも移行されている状況もあって、そういうことで通園区を外したというような形になります。

○**A委員** それともう1点。幼稚園の通学区域を全部外すと。今度小学校へ上がっていくときに小学校の校区外の幼稚園に行ってきた子どもたちがその友達が行くから、そうやって一緒にその校区外の小学校に行きたいという心配はないんですかね。それが人数として混乱を起こすというような。それはどうなのですか。見直しは。

○**こども課長** あくまで今回、先ほど説明させていただいたとおり、幼稚園の取扱いのみということになりますので、この入園、通園区を外すということを保護者に説明する場合においては、あくまでも幼稚園の分だけですと。小学校については別のところの幼稚園通われても小学校は元のところになりますよ。それはご理解いただいた上で御ご選択いただくということを必ず説明させていただきたいと思います。

○**A委員** 分かりました。はい。

○**教育長** ありがとうございます。ほかご質問またはご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、来年の4月1日からということになるのですが、先ほど課長のほうから説明ありましたように、早いところではもう7月ぐらいからそんな募集をされているということで、早目に保護者のほうには通知したいということになりましたので、これは承認していただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○**事務局教育振興部長** ありがとうございます。そうしましたら、こども課長、ご退席いただきます。

○**教育長** どうもありがとうございました。

4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(「夏のかしはらワークショップ」)

○**教育長** 続いて(3)です。後援名義の使用許可申請につきまして、まず1つ目です。9ページをご参照ください。「夏のかしはらワークショップ」についてということで、教育総務課指導主事、よろしくをお願いします。

○**教育総務課指導主事** 失礼します。9ページをご覧ください。

THA KASHIHARAより後援名義の使用の申請願いが出ております。10ページに企画書があります。ご覧ください。

事業の名称は「夏のかしはらワークショップ」です。趣旨ですが、地域の住民やその他多くの方にワークショップ形式で奈良県の文化や遊びを体験していただき、SDGsの持続可能な社会について学んでいただくこと。併せて、今後の観光振興につなげていくこととなっております。実施期間は2023年7月23日(日)の10時から16時、内容についてですが、たみコースターづくり体験、草木染体験、自由に作る段ボール工作など、約19のワークショップを開設する予定をされています。費用については各ワークショップが徴収することとなっております、主に材料費代に充てられます。その他として、館内にフードコート、屋外にてキッチンカーの設置を予定されておられます。また、今回、フードドライブへの参加も呼びかけておられます。詳しくは12ページ、13ページのパンフレットをご覧ください。後援予定といたしましては、本町を含め13の教育委員会と2つの観光協会となっております。11ページには予算書が添付されています。ご確認ください。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。今、教育総務課指導主事に説明をしていただきました。「夏のかしはらワークショップ」ということで、THA KASHIHARAがされています。これは春と夏、春もありましたね。

○**教育総務課指導主事** はい。

○教育長 ここ数年ずっとこういう形でされている状況がございます。これまでも基本的には広陵町としては後援をさせていただいた状況でございます。これについて何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。ただ、気になるのは、例えば広陵町の近隣の大和高田市とか香芝市とかないですね。不思議だと思いつつながら、THA KASHIHARA、橿原市だからそれは分かるのですがね。不思議だと思っております。これは後援の承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(「MOA美術館広陵町児童作品展」)

○教育長 続きまして、「MOA美術館広陵町児童作品展」についてということで、「MOA美術館広陵町児童作品展」実行委員会のほうから後援名義の申請が出ております。これについても教育総務課指導主事、よろしくお願ひします。

○教育総務課指導主事 はい。14ページをご覧ください。「MOA美術館広陵町児童作品展」実行委員会から後援名義の使用申請出ております。事業名は「MOA美術館広陵町児童作品展」、15ページに本事業の目的が書かれています。「MOA美術館広陵町児童作品展」は、学習指導要領に基づき、子どもたちが自然・環境・社会、他者との関りを通して興味や関心を持ったことを感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで、情操を養い豊かな心を育てることを目的に開催しております。昨年度、コロナ禍でしたが海外11カ国25会場を含む292会場で開催し、応募総数18万6,954点、参加校5,581点となったということです。他の後援及び申請中の団体等は記載されておりますように、多岐多数にわたっております。日時・会場につきましては、14ページでございます。広陵町児童作品展の日は、令和5年10月25日(水)から10月31日(火)、午前10時から午後4時、最終日は午後2時までとなっております。会場は広陵町立図書館ということです。以上でございます。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。今、教育総務課指導主事に説明をしていただいたとおりでございますが、これも例年後援をさせていただいている状況があります。私もいつも最終日に表彰式が図書館でございますので、そこで町長とともに出させてもらっている状況でございます。これについても承認でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(「学びを結ぶワークショップ」)

○教育長 続いて、3つ目です。「学びを結ぶワークショップ」について、畿央大学現代教育研究所のほうから願ひが出ております。16、17ページをご参照ください。これについても教育総務課指導主事、お願ひします。

○教育総務課指導主事 16ページをご覧ください。畿央大学より後援名義使用許可申請出ております。16ページに行事の名称ですが、「学びを結ぶワークショップ」ということで、16ページに詳細が説明されていますが、主催者は畿央大学現代教育研究所です。後援申請予定としては、記載されております10の教育委員会となります。目的ですが、畿央大学現代教育研究所は、設立の趣旨である学校現場における教育力向上の一助になる活動の一環として、研究所研究員による解説と実践を交えたワークショップを実地しておられます。今年度は「こんなのはどうでしょう？小学校理科～観察・実験で役立てただけそうな教材や展開～」をテーマに、対面とオンライン形式の2つのハイブリッド形式で開催されます。日時ですが、令和5年8月8日(火)10時半から15時ということです。入場料・対象者・参加予定人数ですが、入場料は無料です。対象者もどなたでも参加可能ということで、参加予定人数ですが定員対面16名、オンライン40名となっております。当日のワークショップについての詳細は17ページでございます。ご覧ください。17ページにあるのですが、あと19ページに予算書、20ページ、21ページにほかの資料っております。それでは、以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 これも例年何らかの形で畿央大学から出ておりますので、先生方にも話しておいたほ

うがいいですね。校長会通じてですかね。これについても承認でよろしいですね。ありがとうございます。

4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(「箏曲 智の会 第一回定期演奏会」)

○教育長 続いて、あと2つです。別紙のほうで来ております。「箏曲 智の会 第1回定期演奏会」についてということで、別紙をご参照ください。教育総務課指導主事。お願いします。

○教育総務課指導主事 追加分でございます。箏曲 智の会より後援名義の使用申請来ています。事業名は「箏曲 智の会 第1回定期演奏会」ということです。開催日時ですが、令和5年10月15日で、午後1時半から午後4時までということで、開催場所は広陵中央公民館かぐや姫ホール、事業概要ですが、広陵町中央公民館の育成クラブ「お箏クラブ 智の会」の会員と「彩の絃」の会員を中心とした箏曲の演奏会ということ。小学校3年生から88歳までの幅広い年齢層の生徒さんがおられ演奏されるということが書かれています。入場料は無料です。裏面に詳しいスケジュール、あるいはプログラム、出演者の詳細が記載されております。収支予算書もつけられております。また、その収支予算書の裏にミュージックフェストなら2023にもイベントとして承認されましたということで報告出ています。以上です。ご承認よろしくをお願いします。

○教育長 新たなもので、これまでになかったですね。

○教育総務課指導主事 はい。

○教育長 初めての後援の申請依頼でございます。

○教育総務課指導主事 併せまして今、町のほうにも一緒に、同時に出されているということです。

○教育長 広陵町ですね。

○教育総務課指導主事 はい。

○教育長 町にも出されているということで、教育委員会とともに。今、説明をしていただきました。どうでしょうか。よろしいでしょうか。今年の4月1日、土曜日に公民館の50周年の記念式典で最初にこの智の会の方に演奏していただきました。私も部長も一緒に聞きに行かせていただきましたが、新たにそういったことで定期演奏会をされるということになりました。特に断る理由ありませんね。よろしいでしょうか。承認ということで。ありがとうございます。

4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(「はじめて体験教室」)

○教育長 それでは、最後の「はじめての体験教室」について、イトマンスイミングスクール真美ヶ丘校のほうから申請が来ております。これについても教育総務課指導主事、よろしくをお願いします。

○教育総務課指導主事 イトマンスイミングスクール真美ヶ丘校から使用申請来ています。事業名は「はじめての体験教室」ということです。開催期間は2023年7月22日から9月3日までの間、別紙のチラシのほうを見たほうが分かりやすいのですが、2日間を9回実施ということだそうです。会場はイトマンスイミングスクール真美ヶ丘校、入場料・受講料は無料となっております。その他の共催団体・後援団体はないということです。その下にありますが、主な使用目的はチラシに後援名を入れる。今、2枚目につけています。そういう形で小学校に持参して配布をしたいということです。1年生から6年生までの児童ということです。あと、地域情報誌への掲載やポスティング活動・当スクールホームページにも記載するということが書かれています。裏面に事業の詳細が書かれていますが、事業目的ということで、真美ヶ丘にて水泳施設を設立し長年にわたり運営をさせていただいているため、地域の小学生に水泳を体験できる機会を提供し、近隣地域のスポーツに少しでも貢献したいということで書かれています。あと、その収支予算書はちょっと収入の部ゼロ円っておかしいですが、16万それを無料なのでということ。言っておられました。あとチラシのほうに最初の文面のところにコロナのことが書かれていますが、そういう理由で計画にあります①から⑨までの1回30

名ということでやりたいということ。このほかの市町村といいますが、王寺、斑鳩のほうは王寺のスイミングスクールイトマンが同じようなことを今年出しているようです。王寺の教育委員会は承認をしたと聞いています。それから斑鳩の教育委員会も承認したということは聞いていますが、王寺は、電話で聞いたのですが4月も持ってこられて今回も持ってこられて、無料ということで認めたということです。斑鳩町はどうかというふうにご検討されたようですが、認めたということです。そういう状況で、王寺のほうは認めておられます。河合とか上牧は近くなのですがと聞いたのですが、上牧のほうにできたらしたいが、今は広陵町だけということでした。以上です。

○教育長 ありがとうございます。これも初めての後援の申請依頼だと思います。これも特に断る理由はないかなとは思っていますが、どうでしょうか。ご意見とかありましたらお願いします。

○D委員 イトマンスイミングスクールさんが生徒さんを募集するための体験学習と一体何が違うのかということにはなるのです。体験して例えばその日に申し込んだらかばんと帽子プレゼントしますよとかいうのが一般の生徒さん募集の無料体験だと思うのですが、そういったことが行われるのか、行われないのか。ちょっと気になるところであります。

○教育長 そうですね。

○教育総務課指導主事 そのような気になることが出てくると思いましたが、勧誘あるんですかと聞きますと、それはやっぱり企業なので勧誘はありますと言われたので。

○D委員 もう同じと考えていいのですかね。

○教育総務課指導主事 その相手の電話番号とかメール、それはやっぱり水泳なのでもしものことがあったら向こうとしては住所とかそんなのは把握するという事なので。それはつけ足しておきます。

○教育長 まあ、どこでもそれは、さっきの橿原の関係でもひよっとしたらその辺はどこかいろいろあるのか分かりませんが、自分も体育の教員やったものでね。ここ3年間丸々水泳指導はされていなかった。それが何かすごく気になるのです。自分の身を守るために水泳指導というか、泳力をある程度つけて溺れないようにというようなことでやってた部分があるので。泳いでいない子が結構今出てきてるんです。3年間もう水泳指導なかったもので。だから逆に大事なことかなと思っていますし、学習指導要領にもきちっと水泳というのが出ていますしね。もう1つは、課長とも今、話をして、別の関係でイトマンと話しているのですが、実際のところ水泳の授業については外部委託していけたらなど。やっぱり専門的な形で教えていただいて、イトマンだったら年間通じて指導されているので、冬場でも十分できる。だからそこを例えば小・中併せて7校がね。割り振りしてもらって指導三、四回ぐらい。または多くて5回。やはり専門的に教えてもらえるので、教員が指導するよりもはるかに効率よく泳げるようにしていただける部分があるのかなと思っています。そういう意味でももう全国的にはかなり外部委託されている状況があるのです。先生方の働き方改革の一助にもなるのかなと思ったりはします。そこは逆に考えておりますので、これは取りあえず承認させてもらって、続いてという。どうなのですか。

○C委員 前に脳科学のチラシの、あのときには勧誘をちょっと控えていただいてというお話で。

○教育長 そうですね。それも一応入れとかなければと。

○C委員 はい。もう議事録ももちろん残ってますし、はい。そういうことがありましたので。

○教育総務課指導主事 勧誘はしますということです。

○C委員 であれば、後ほど何か保護者のほうからこの入会したい場合はお電話くださいとか。そういうレベルでは駄目なのですか。その場で何か申込みをしないといけないというわけではなく、後ほど保護者から自発的にお電話くださいという。

○D委員 やっぱりこの後援ってこの左上がないと学校にこういう案内を配るといのはやっぱり駄目なのですか。これ配るためにこの後援が欲しいということですかね。

○教育長 そうでしょうかね。

○教育総務課長 そういうわけではなく、どうなのでしょう。一企業がチラシを撒くということ。これを教育委員会がなかなか許可しにくい。これが後援であって無料体験するのでまかせてくださいと言われたときに。

○C委員 やっぱり承認をするための基準を。

○教育長 きっちりそこは持っておかなければ駄目だと思います。基本的には営利目的はよくないという話はしているので。それとあと、参加費についても同様なことがあって、そういう意味では毎回委員会で諮って、承認をするかしないのかで決めるということになるのですが。

○学校支援課長 文言入れるとしたら、強引な勧誘をしてはならないみたいな文言を入れたとしたら、そしたらそれも逆に曖昧で、強引な勧誘はダメ。普通の勧誘、今、おっしゃったような勧誘しても良いということになりますね。

○C委員 物配るみたいなね。

○学校支援課長 そうです。そういうふうなので入れるにしてもちょっと文言について十分配慮しないと、極端なこと言ったら今ね。申込みしてもらったら、今日だけ、今だけ、あなただけみたいな勧誘をされたら、入らければ損みたいになりますので。

○B委員 いいですか。同じような意見なので、先ほど教育長おっしゃられた外部委託の件ですが。

○教育長 あれは別ですよ。

○B委員 外部委託の件は多分この辺で気を遣わなくても、向こうは受けてくれると思います。はい。実際もううちは今年からもう外部委託、あそこへ委託しているんです。

○教育長 ああ、そうですか。

○B委員 結構お金、うちは払っていますが、ただ、プールを1年間維持するとなったら何百万になるんですよ。その何百万のお金をそのまま、そのままでもないですわ。何十万ぐらいで済むのですが、何十万払うということで、全然その。それで向こうは、特にイトマンはね。その辺が今まで特にあそこの学校は選手育成ばかりでちょっとそういうのを営業的にあまり用意してなかったんですよ。それで、うちがその申し入れるときに要はあそこの本社のほうへもう直接言ったんですよ。そしたら現場のほうの後からついてくるような対応で何とか今、動いているというような状況なので、だから多分今回のこれはこれとしておいて、で、またそれはそれでね。本当に積極的にやっていただいたら先生方の負担とかを、何よりお金の節約になりますね。物すごく桁違いの負担で済みますので、それはそれとして。なので、今回はやっぱり勧誘はしませんと言ってくれん限りは。しますと言われた限りはちょっと。

○教育総務課指導主事 それは何回か確認しましたけど、しますと。

○C委員 でもやっぱり前の前例もありますので、承認すると言うんだったら、そこで相互がやっぱり出てしますので。

○D委員 これはやってくださることは別に悪いことではないのですが、小学生の皆さんに、例えばこれ後援なしで配りたいと言われたときはどうされるのかなど。各学校に配りたいと言ってこられた場合は。各学校で判断なのですか。こういう場合は。

○教育長 いや、基本的にこっちで判断したらな駄目と。学校はなかなか判断しにくいので、教育委員会として判断すると思います。

○D委員 じゃあ、今回だったら例えば承認しなかったら配らないという判断になるのですか。

○教育長 後援するかしないかは別にして。その辺は教育委員会で判断していますので。だから町のいろいろ補助州体もありますのでね。なかなか難しいのは。

○B委員 後援せずに要はポスター掲示だけはされたらどうですかという。要は学校へね。おっしゃるように学校としては断られるんですよ。要は1つ認めたら全部になるので、だから何らかの基準として後援とかされるんですけど、そのときに一応よく校長先生は、教育委員会に言って来てますかというのによく言われます。そのときに教育委員会から言うておいてあげたら、そしたら学校も迷わずに貼れると思います。

○教育長 だから、そういう意味では勧誘されるということであれば難しいということでは不承認でよろしいでしょうか。

○C委員 ちょっと確認なのですが、これからも後援依頼がこうしてたくさん来ると思うのですよね。その際にやっぱり基準としてちょっと決めておいて。

○**教育長** もう一度だから基準をきっちりと確認しておかないと。町教委のその後援名義使用申請の基準みたいなものを。

○**C委員** はい。それは教育委員会の事務のほうでたまたま台みたいなものを作っていただけ。

○**教育長** あったと思うんです。

○**教育総務課長** 要項が町にはあります。

○**教育長** それに準じていたと思いますね。

○**C委員** もしよろしかったらちょっと一部コピーいただきたい。

○**教育総務課長** はい。

○**学校支援課長** 部長級でそういう判断つきにくいようなものはちょっと会議をして可否を決めるという流れではあるのですが、最近とはいうかこの間も会議を招集するようなことはあまりしていないみたいです。

○**教育総務課長** 実はその前の箏のほうも町として認めるかどうかは教育委員会の結果次第ということ。

○**C委員** そういうとちょっと責任がというか。

○**教育長** 箏のほうですか。

○**教育総務課長** はい。発表会のようなレベルなのかがちょっとよく分からないのですが。生徒さんがいて発表会をする。それとの違いみたいなのがよく分からなくて、後援名義すべきかどうかなど。

○**教育長** なるほどね。

○**C委員** ただ、このお箏のほうは明らかに広陵町というか。

○**教育長** 育成クラブで活動されている方がこういう形で定期演奏会という形をとられたわけですね。だから、これまでは文化祭のときに発表されましたから育成クラブの発表会の中でされてきました。それとは別に初めてこういった形で定期演奏会をされるということになったと思うんですよね。

○**C委員** 何かそれで企業的に何かすごく勧誘してお金をみたいな、そういう感じでは一切ない。

○**教育長** そんなんは一切ないと思いますわ。それはないと思います。そこは違うかなと思います。このイトマンについてはやはり企業ですので。やっぱり営利目的があるとは思いますが。

○**A委員** 後援されるときはね。承認書というのを出しているわけですね。

○**教育総務課指導主事** はい。

○**A委員** だから、承認書に当日会場での勧誘行為、それからこのバーコードで得た情報に基づく勧誘行為は行わないことということを入れたらどうですか。承認するのであれば。

○**学校支援課長** はっきりとそうやって明文で入れると。

○**A委員** 承認条件の中にね。

○**教育長** そこにきっちりね。だからその承認の基準としてそこにうたったら、一定そこは。

○**A委員** もしそれ違反したら、こっちもちゃんと言えますからね。だから、やっぱりこういうことがあったら水泳ができないと悩んでいる子が多少でも助かるということであればいいと思うんですが。だから、その承認書の中にそういう条件を明確に入れて、QRコードで情報をとるわけですよ。だから必ず使いますよ。だから、会場での勧誘、それからQRコードで得た情報については、一切使用しない。そういうことで私は後援してあげてもいいんじゃないかなと思いますけど。

○**C委員** 取りあえずもうここお電話番号だけ書いていただいて、あとご興味のある保護者の方は後日お電話くださいという。

○**学校支援課長** 勧誘をしますというふうに言ってるわけですので、その文言を入れたら逆にもうそしたら後援名義いいですということになる可能性もあります。

○**C委員** そしたらもう不承認で。

○**教育長** になるかと思います。

○**A委員** そのときにね。

○**C委員** はい。

○**教育長** 取りあえずはそういう条件付きの承認ということでもよろしいでしょうか。

- C委員 これ承認ですか。
- 教育長 いや、承認じゃないんですか。
- 学校支援課長 その文言を入れて、それを先に打診して。で、その状況によって承認するか否かと。
- C委員 はい。
- 教育長 そういうことでお願いします。
- 教育総務課指導主事 すみません。承認書の中には一応営利目的はしないことというようなことを下に書いていつも返していることは返しているのです。
- A委員 その営利目的を具体的にちょっと書いておいたほうがいいと思いますね。
- 教育総務課指導主事 内容を。
- 教育長 勧誘をしないというのとね。
- 学校支援課長 分かりましたと言われたとしても具体的に確認もできませんけどね。
- C委員 でもやっぱりこの第4条のところに、事業の承認基準は次に掲げる要件の全てを満たさなければならないというので7項目あって、そのうちの5番目、「営利または宣伝を目的としないこと」ということがもう明記されているので、そういう意味ではやっぱりその塾とかそういったところの勧誘行為はやっぱり営利目的になると思いますので、これは反するなど。この基準から反するなどとやっぱり思います。ありがとうございます。
- 教育長 そうですね。
- 事務局教育振興部長 そう考えるとお断りしたほうがよいかもしいですね。
- C委員 また何か教育委員会の決定をもってまた町長が考えるとかと言われるとまたちょっと。
- 事務局教育振興部長 お筈のほうですね。
- C委員 そうですね。お筈のほうも。
- 学校支援課長 筈のほうは、本来はその公民館の館長の裁量で、本来は公民館の運営審議会というのがあるのです。そこでも協議ですが、今、運営審議会がありません。休止状態になっていますので、社会教育委員さんの範疇に今はなってくるのですが、細かく見てみたら何でもかんでももうとんでもないようなことになるのですが、これはね。その活動発表の一環で広陵町の育成クラブとコラボされるということですので、それであれば育成クラブに入れというような勧誘にまでは恐らくならんとは思いますが。
- 学校支援課長 これ水泳に戻しますが、水泳に子どもが触れる機会という、この趣旨には賛同するけども、営利というようなものについては基準からしてできませんと。
- 教育長 だから、今はもう不承認ということで。特にこの5番の「営利または宣伝を目的としないこと」これがうちの基準にあるので、これに該当しますので駄目ですということでもいいかも分かりませんね。スパッとその辺で言ってしまったほうが。
- C委員 前の脳科学の件も、結局第4条第5号に抵触したので。
- 教育長 そうですね。結局抵触したからでしたね。
- C委員 今回も同じですよ。
- 教育長 はい。ということで不承認ということで。この文言を入れてもらったらいいかと思えます。ありがとうございます。それでは、議案はこれで全て終わりました。